

利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第八十八条第六項及び第八十九条第五項においては、障害者基本法第二十六条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

## (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

## (三) 市町村と都道府県との間の連携

法の実施に当たって、市町村は住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉サービス等について一義的な実施責任を負うこととなり、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの基盤整備を進める観点から、都道府県としての基盤整備の基本的考え方を示すとともに、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

特に、今回の自立支援法の施行により、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになるが、法の施行に当たってはその円滑な移行が重要な課題である。また、障害福祉サービスの場合、利用者数が少ないために市町村の範囲を超えた広域的な対応が求められる場合も想定される。こうした状況を踏まえ、地域の実情に即した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村と都道府県との十分な連携が必要である。

## 4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを的確に把握することが必要である。

このため現行のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アン

ケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニーズ調査については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

#### 5 事業者の新体系への移行希望の把握

法では、従来の障害福祉サービスが新しいサービス体系に再編されることに伴い、都道府県が中心となって、現在のサービス提供事業者に対して調査等を行い、新しいサービス体系への移行内容、移行時期等について把握することが必要である。その場合、市町村はその実施に当たって協力することが適当である。

#### 6 区域の設定

都道府県障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第八十九条第二項第一号によって都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は地域の実情に応じて、適切な範囲で区域を定めることが必要である。

#### 7 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民

の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法によって地域住民の参画の実施、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

#### 8 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画（障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び第八十条に規定する都道府県地域福祉計画をいう。）、医療計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、市町村障害福祉計画については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

#### 二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項とする。

##### 1 各年度における指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービ

スをいう。以下同じ。)又は指定相談支援(法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。)の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、サービス提供事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策  
指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

## 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

一三頁

(二) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

## 三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 都道府県が定める区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。

また、障害福祉サービス等の未実施市町村におけるサービスの確保や、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実に留意することが必要である。

一四頁

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策  
指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫が盛り込まれていることが適当である。

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

各年度の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の必要入所定員総数については、別表第三のガイドラインを参考としつつ、設定することが適当である。

3 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは従事者であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域

の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、進めることが必要である。

(一) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

新しい制度では、サービス提供に係る専門職員として、新たに「サービス管理責任者」及び「相談支援専門員」を、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらに従事する者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者（以下「ホームヘルパー」という。）の養成等についても、新たに重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

# 相談支援体制の構築と 障害者の地域移行について

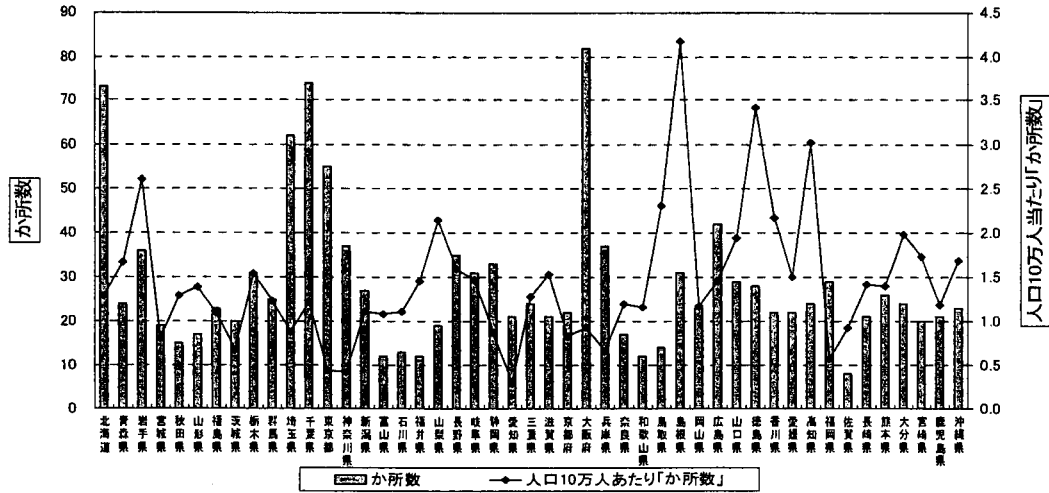
2006年5月15日

## 相談支援事業の現況

- 市町村障害者生活支援事業  
413カ所 (平成16年10月1日現在)
- 障害児者地域療育等支援事業  
578カ所 (平成16年10月1日現在)
- 精神障害者地域生活支援センター  
472カ所 (平成17年4月1日現在)

相談支援事業の現況(都道府県総人口に占める「か所数」の割合等)

※「か所数」は市町村生活支援事業実施事務所、地域療育等支援事業実施事務所、精神障害者地域生活支援センターを合計した数



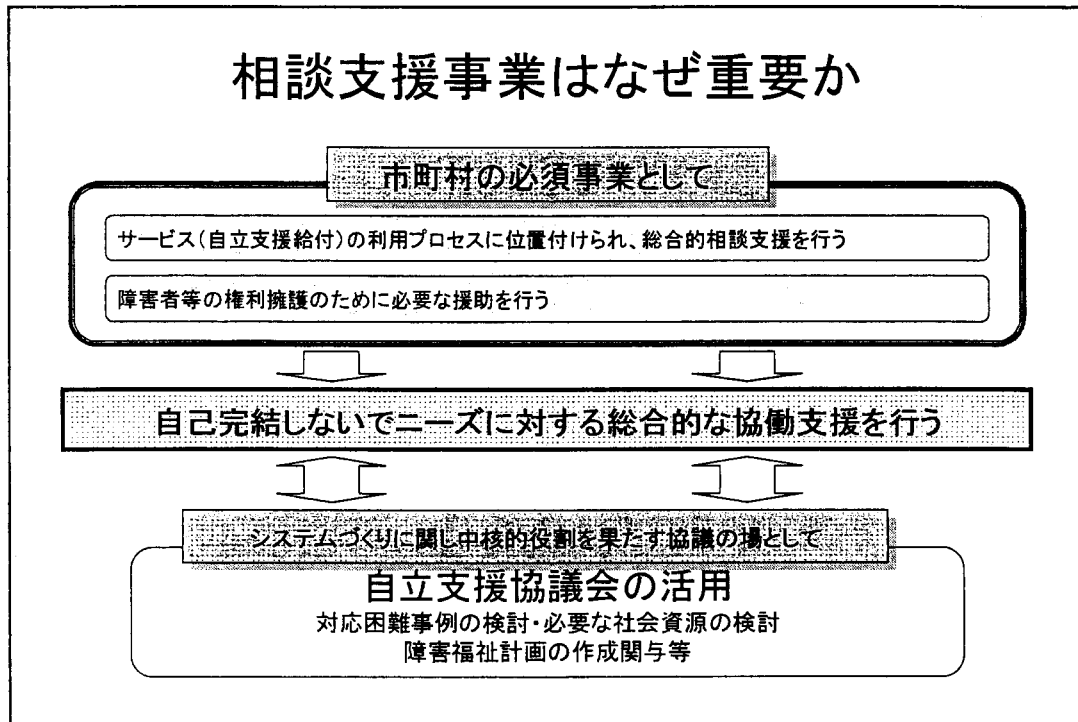
## 障害者自立支援法

(市町村の地域生活支援事業)

### 第77条

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

# 相談支援事業はなぜ重要か



## 市町村・都道府県の役割について

### I 市町村

|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 一般的な相談支援（3障害に対応） | ・相談、情報提供・助言、連絡調整 等<br>・地域のネットワークづくり |
|------------------|-------------------------------------|

### II 都道府県

|   |  |
|---|--|
| 1 相談支援に関する基盤整備  | ・圏域内の実態把握、評価、システムづくり<br>・相談支援のスーパーバイズ（アドバイザー派遣）<br>・人材育成<br>・広域的調整 等                       |
| 2 広域・専門にわたる支援   | 障害や支援の特性にかんがみ、市町村域を超えた広域で行うことが適当な支援<br>・発達障害者支援センター<br>・就業・生活支援センター<br>・高次脳機能障害への支援 等      |
| 3 市町村が行うべきものであるが、地域の事情により、現段階では、十分確保できない場合における支援<br><br>(費用は、都道府県と市町村が分担) | ・専門的職員（精神保健福祉士等）の配置 ※<br>・居住サポート<br>・成年後見制度利用支援<br><br>※ 地域自立支援協議会(仮称)の運営評価等に基づき実施されることを前提 |

※ 多様な支援方法を想定(相談支援事業者への委託可)

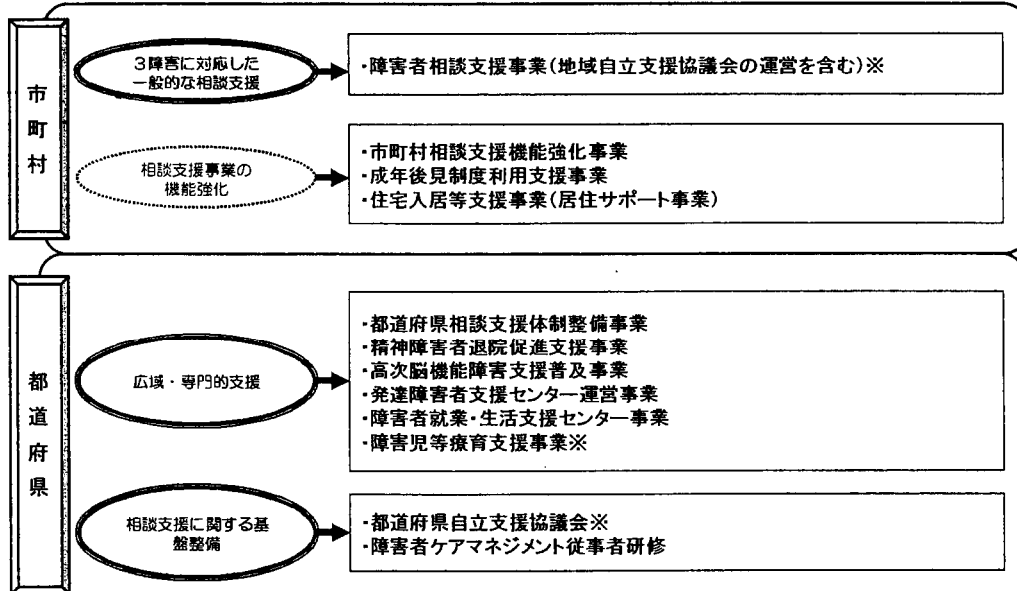
- ① 市町村が委託する相談支援事業者に専門的職員を配置
- ② 県が圏域ごとに委託する相談支援事業者に専門的職員を配置

## 相談支援に関する基盤整備(都道府県の役割)

- ・ 圏域内の実態把握、評価、システムづくり
- ・ 相談支援のスーパーバイズ(アドバイザー派遣)
- ・ 人材育成
- ・ 広域的調整 等

- ① 単独整備できない市町村がある場合や圏域(広域)の相談支援体制を整備する方針がある場合は、支援手順・支援内容を示す
- ② 相談支援体制についての市町村の意向を確認・調整
- ③ 圏域の相談支援体制整備のための会議を開催し、圏域単位の整備方針をまとめる
- ④ 都道府県は圏域内の市町村と調整を行う場合、既存の相談支援事業者の活用方法、専門職員の配置等を検討する
- ⑤ 圏域ごとのネットワークづくり(自立支援協議会)、困難ケースへの対応等を継続して支援する(アドバイザー派遣)
- ⑥ 相談支援専門員の育成支援(相談支援従事者研修事業)を行う
- ⑦ 都道府県自立支援協議会で各市町村、圏域の相談支援体制について評価を行う

## 地域生活支援事業における相談支援事業

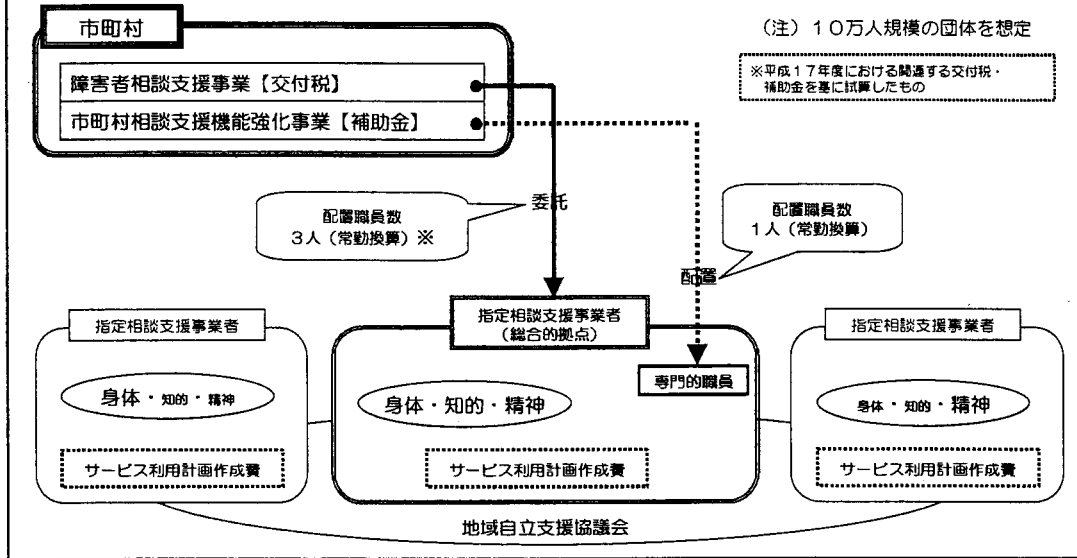


※「障害者相談支援事業」、「都道府県自立支援協議会」は相談支援の基礎的な事業であること、「障害児等療育支援事業」は都道府県の事務として同化・定着している事業であることから、財源は交付税により措置。

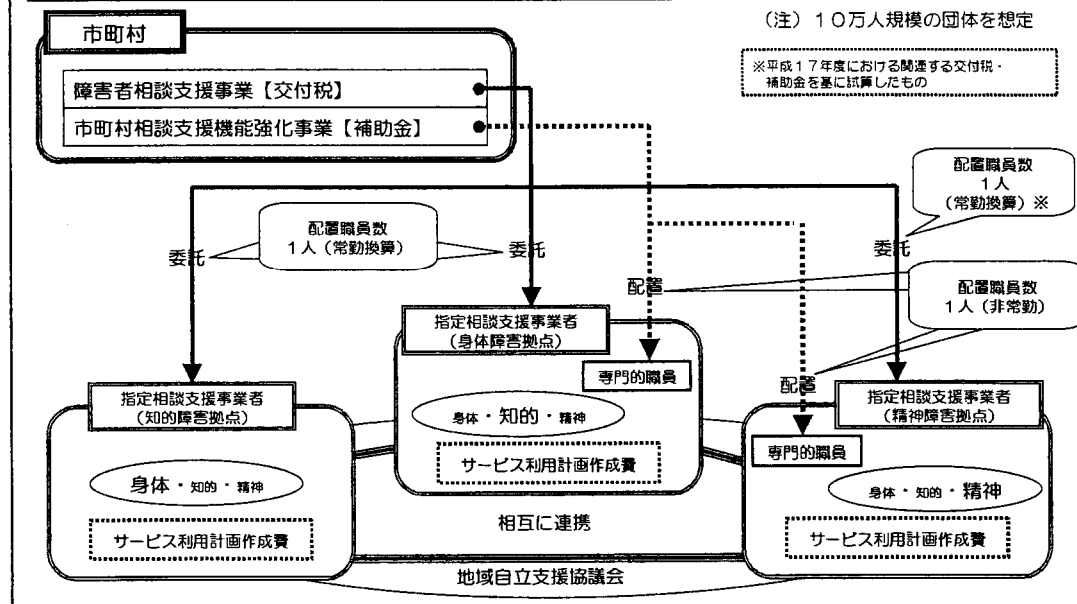


### 市町村における多様な相談支援体制のあり方例（既存事業の再編）

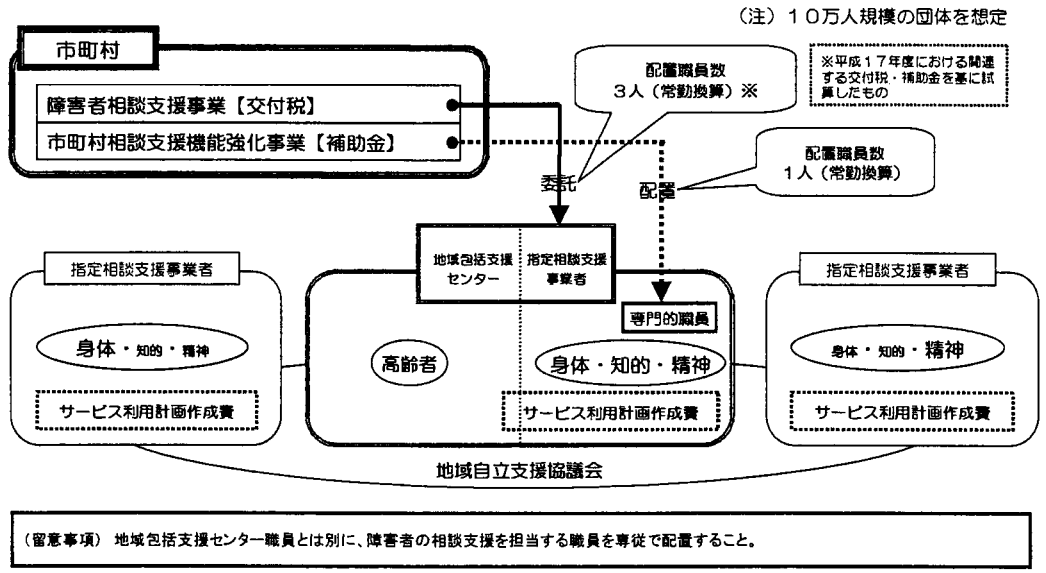
#### 【ケース1】 障害種別に関わらず総合的拠点を設置している例



#### 【ケース2】 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携している例

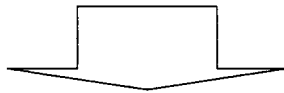


【ケース3】介護保険法に基づく地域包括支援センターとともに総合的な相談窓口を設置する場合の例

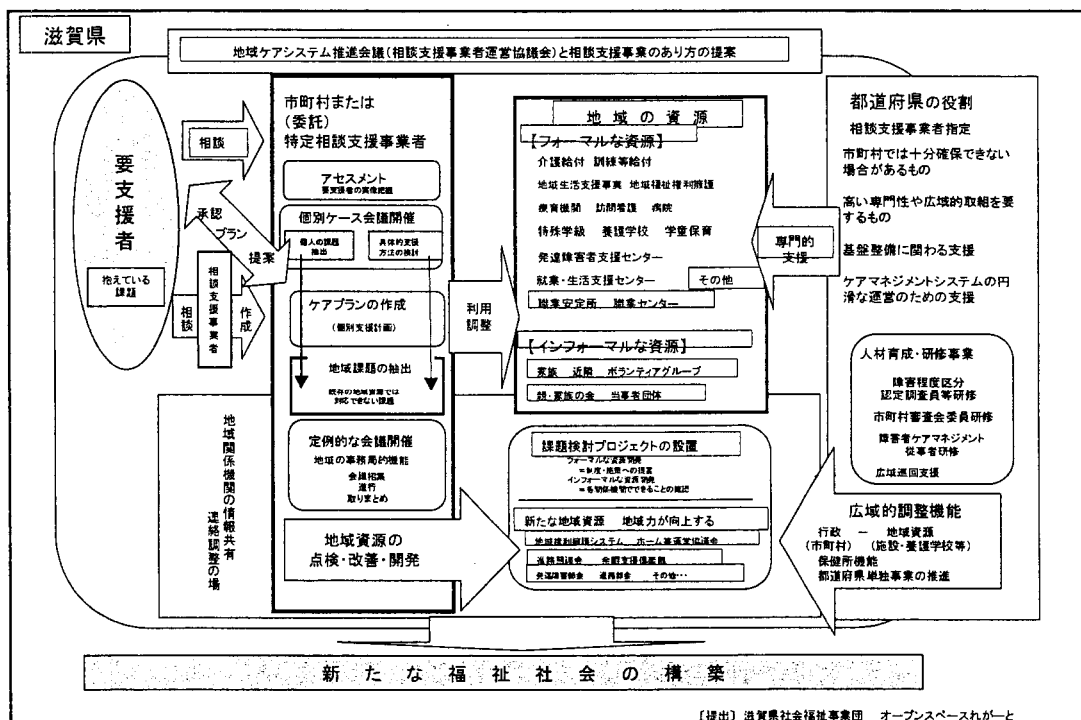
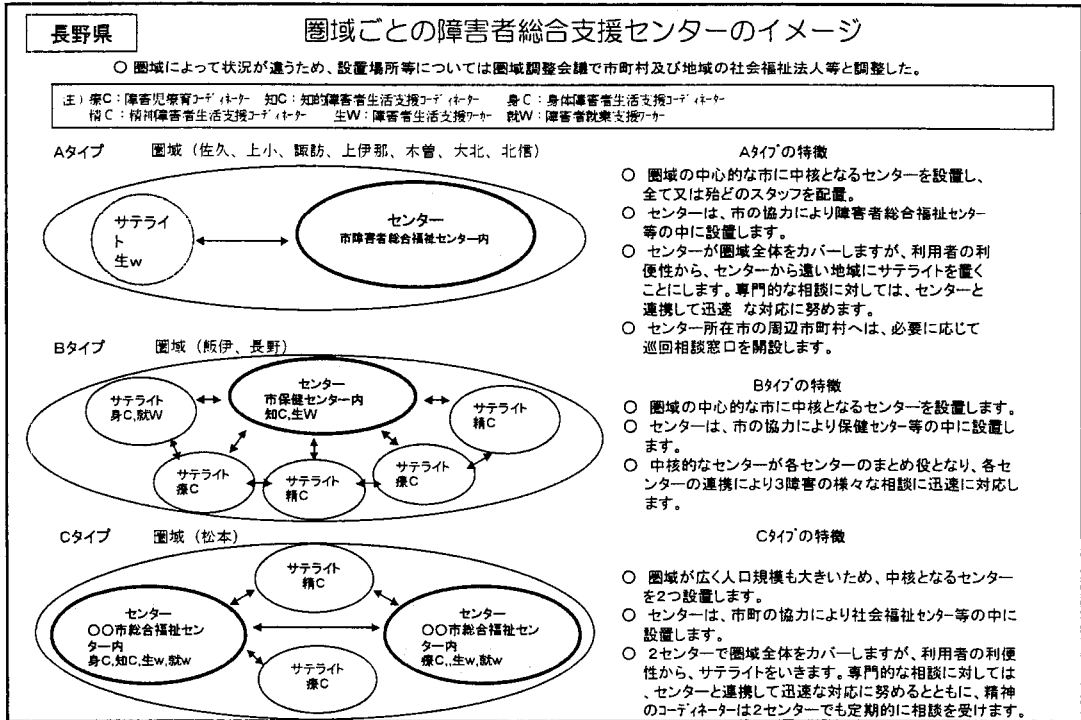


## どういう戦略で 相談支援体制を構築するか

- ・ 相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムとして構築する
- ・ 相談支援を通じて地域のニーズを把握し、障害福祉計画に反映させる
- ・ 地域の実情に応じてステップアップの視点で構築する



地域全体の支援力を高める

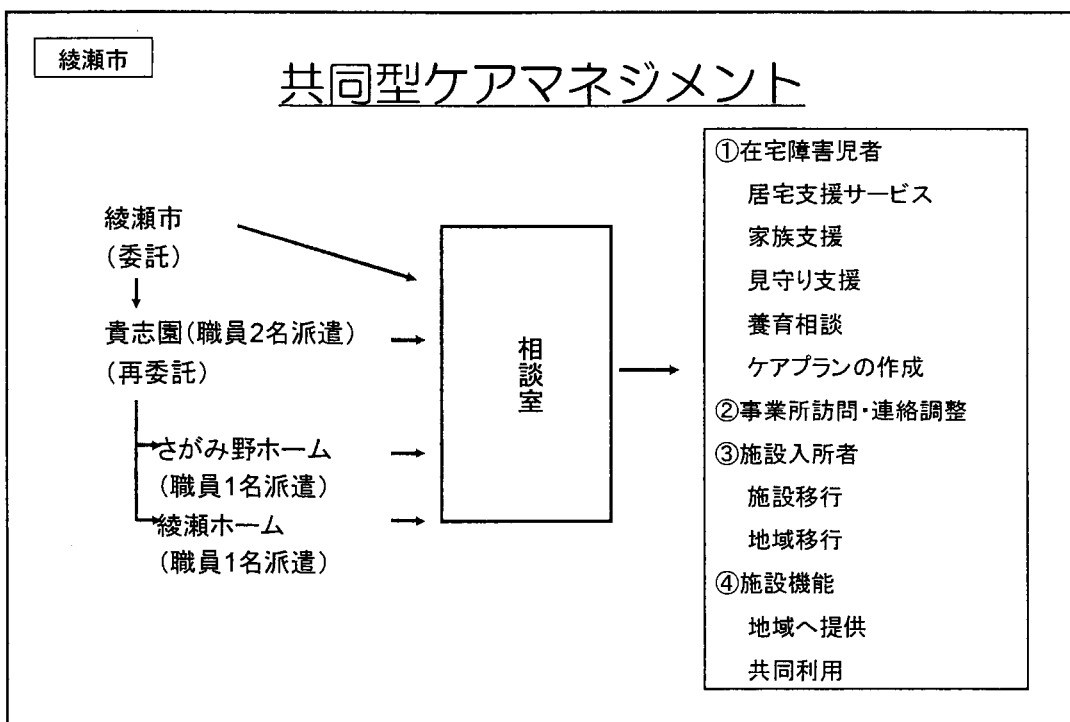


## 地域の実情から ステップアップの視点で構築①

【神奈川県綾瀬市：人口8万人】

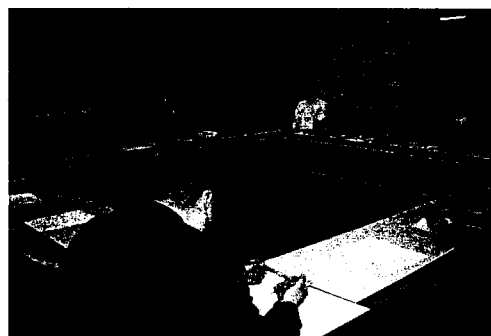
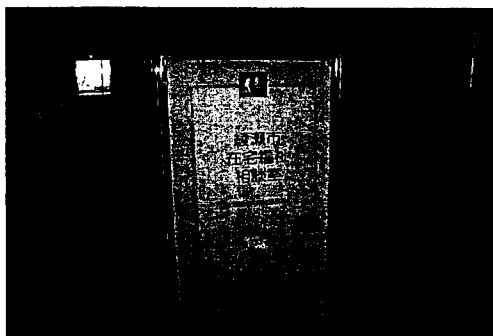
- 知的障害児者相談室の設置（市役所の空き会議室）
- 毎週水曜日に予約で対応（3つの施設の職員が対応）
- 予約受理、記録管理、ケースカンファレンス出席等、市福祉課がバックアップ
- 精神障害の対応は、広域で県が調整中
- 近い将来、3障害対応、5日開設を行う予定

（背景） 障害者ケアマネジメント体制推進事業受託（H13）  
任意で継続してケアマネジメント事業を実施（H14）  
市単で知的障害児者相談事業が予算化（H16）



綾瀬市

## 相談室の目印とサービス調整会議



## 綾瀬市のステップアップ

- 試行錯誤でスタート
- 使える資源を利用
- できることを見つけ出し、できるところからスタート
- 市福祉課担当職員がとても熱心で快くサポート
- カンファレンスに出席することで理解が深まる
- 実績は評価され、予算化につながっている
- 動き始めた結果、次の目標が生まれた

## 地域の実情から ステップアップの視点で構築②

【広島県東広島市:人口18万人】

- 相談支援事業(3障害)の設置
- 東広島市障害者支援会議設置
- 支援会議とリンクして計画策定のためのワーキングを実施  
東広島市障害者計画・障害福祉計画策定予定(H18)
- 障害者総合相談センターを地域包括支援センター内に設置を含め検討中

(背景) 障害者ケアマネジメント体制推進事業受託(H12)  
支援費制度開始に伴う準備・協議により、相談支援  
体制整備を検討  
障害者地域生活推進特別モデル事業(H16・H17)

東広島市

### 市町への働きかけと支援会議

- サービス調整会議(地域ケア会議)として  
3障害+高齢者の包括的支援会議の開催  
3障害の合同相談会の開催へ発展
- 支援会議の中心的機能
  - ①ケアマネジメント評価
  - ②地域資源の診断
  - ③資源開発
  - ④ネットワーク
  - ⑤情報発信(地域づくりの提言)
- 支援の効果を示すことが重要
- 障害者計画、障害福祉計画への提言の役割を持つ



